

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市福祉局生活福祉課の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- | | |
|---------------|---|
| (1) 業 務 名 | 明石市生活困窮者学習・生活支援業務委託 |
| (2) 業 務 場 所 | 明石市内（ただし、本市が必要と認める場合はこの限りではない） |
| (3) 業 務 概 要 | 明石市生活困窮者学習・生活支援業務 1 式 |
| (4) 履 行 期 間 | 2 0 1 9 年 4 月 1 日 から 2 0 2 0 年 3 月 3 1 日 まで |
| (5) 見 積 限 度 額 | 9, 9 1 7, 8 0 0 円 (税 抜) |
- ※ 支援を実施するための個人への現物給付、個人負担を直接に軽減するもの（例：学習支援において支援対象者が使用するテキスト代等及び生涯学習センター借上料）は除く。

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人等、法人格を有すること。
- (2) 以下に掲げる①及び②に該当すること。
 - ① 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス部門）のサービス業務の部に、契約の種類が「サービス」で登録されており、かつ、業種区分が「サービスその他」で登録されていること。
 - ② 平成 31・32 年度の明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス部門）のサービス業務の部に、契約の種類が「サービス」で、かつ、業種区分が「サービスその他」で登録申請を行い、2019 年 2 月 15 日までに受理されていること。

※ ただし、上記に該当しないものについて、2019 年 3 月 13 日までに明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス部門）のサービス業務の部に、契約の種類が「サービス」で、かつ、業種区分が「サービスその他」で登録申請を行い受理されたものについては、名簿に登録されているものとみなす。なお、このただし書きについては、本応募の応募要件にのみ適用する。

※ 明石市競争入札等参加資格審査申請の詳細については、明石市ホームページ「入札コーナー」業者登録情報・追加による競争入札等参加資格審査申請を参照してください。
- (3) 以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録をしている者（市内業者）
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）

- ③ 兵庫県内の本店で登録をしている者（県内本店業者）
- ④ 兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（県内支店・営業所等登録業者）
- (4) 2009年4月1日から2019年2月28日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る学習支援、子どもの養育に関する支援の業務委託を元請として完了した業務実績を有すること。
- (5) 適正な業務責任者を配置できること。（資格・専任性は問いません。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (9) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (10) 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。
- (11) 参加申請書等の受付終了日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、受託予定者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (12) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2019年3月4日（月）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、福祉局生活福祉課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5407）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX（078-918-5813）により福祉局生活福祉課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2019年3月4日（月）から2019年3月6日（水）午後1時まで

(2) 質問に対する回答

2019年3月7日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

5 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部／様式4）

イ 参考見積書（1部原本、6部コピー／様式5）

- ウ 参考業務費内訳書（表紙）（7部／様式6）
- エ 参考業務費内訳書（本体）（7部／任意様式）
- オ 企画提案書（7部／「企画提案書作成要領」参照）
- カ 公共性（施策反映）評価提出書（7部／「公共性（施策反映）評価について」参照）
- キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 2019年3月7日（木）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ 提出期限は、2019年3月13日（水）（必着）です。

〒673-0882 兵庫県明石市相生町2丁目5番15号

明石市役所福祉局生活福祉課 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式2）に貼付し、FAX（078-918-5813）により明石市役所福祉局生活福祉課へ送信してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

- (1) 日時 2019年3月19日（火） ※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します。
- (2) 場所 明石市役所北庁舎（旧保健センター） 5階 504会議室

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

8 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の108分の100で記載してください（税抜きで記載）。

契約締結に際しては、落札金額に8%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9 支払条件

前金払 有 （年2回以内） 部分払 無

10 契約の締結について

(1) 受託予定者

明石市生活困窮者学習・生活支援業務委託受託予定者選定要領の選定委員会において選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) その他

受託予定者が契約締結までに「2 参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

11 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

12 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

13 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

14 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

15 年度開始前準備行為

本プロポーザル方式については、2019年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約者と2019年4月1日に契約を行うこととなります。(ただし、2019年4月1日時点においても契約予定者がプロポーザル方式参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、プロポーザル方式の参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下のプロポーザル方式参加要件をすべて満たす者と契約を行うこととなります。)

なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本プロポーザル方式等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本プロポーザル方式参加者の負担となりますのでご注意ください。

16 その他

- (1) 見積金額には、学習支援実施場所である生涯学習センターの借上料(83回分)は含めないこと。(別途予算で委託者が支払う予定。)
- (2) 高校生の中退防止のための意欲喚起プログラム及び将来の自立に向けた力を養う行事に関しては、事業費を見積金額に計上し、実施場所等を受託者で確保すること。
- (3) 見積金額には、個人への現物給付又は個人負担を直接に軽減するもの(例：学習支援において支援対象者が使用するテキスト代等)は含めないこと。(受託者が支援対象者から実費徴収していただきます。)
- (4) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (5) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (6) 明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号)で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ(入札コーナー)掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。2019年3月13日までに登録申請された方は不要です。
- (8) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (9) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (10) 配置予定業務責任者は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。